

令和 7 年度

宇佐市農業委員会
第 8 回(11 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第8回定例総会会議録

令和7年12月5日（金）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第8回（11月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 川野 峰志 委員 | 2番 阿部 善浩 委員 | 3番 池田 雅彦 委員 |
| 4番 信國 和徳 委員 | 8番 今仁 俊朗 委員 | 10番 永岡 卓巳 委員 |
| 11番 清祐 義人 委員 | 12番 牧野 金生 委員 | 14番 吹上 和子 委員 |
| 15番 篠口 芳人 委員 | 16番 植松 好子 委員 | 17番 小野 公博 委員 |
| 18番 後藤 寛治 委員 | | |

欠席委員

| | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 5番 辻 勝 委員 | 7番 安倍 隆司 委員 | 9番 司城 慶三 委員 |
| 13番 宮田 文昭 委員 | 19番 山末 隆一 委員 | |

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係庄部主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

| | |
|------------|--------------------------------|
| 第2 議案 第36号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案 第37号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案 第38号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案 第39号 | 農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について |
| 議案 第40号 | 非農地証明願について |
| 議案 第41号 | 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について |
| 報告 第26号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 報告 第27号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について |
| 報告 第28号 | 2a未満の農業用施設用地への転用の届出について |
| 報告 第29号 | 耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について |

事務局長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第8回11月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中14名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、8番 今仁 俊朗 委員、10番 永岡 卓巳 委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第36号を議題に供します。

なお、本議案は3番 池田 雅彦 委員 にかかる案件がございます。

よって宇佐市農業委員会会議規則第26条の規定により議事参与が制限されますので、3番 池田 雅彦 委員は退席をお願いいたします。

(3番 池田委員退席)

議長 事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第36号3条許可申請は24件で、地区ごとの内訳は、長洲地区1件、2筆、1,232m²、宇佐地区4件、6筆、9,200m²、駅川地区1件、4筆、865m²、四日市地区9件、30筆、26,903m²、安心院地区5件、9筆、13,783m²、院内地区4件、4筆、3,428m² となっています。

2ページをお開きください。

議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙の

事務局とおり申請があるので審議を求める。

令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は営農開始のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

長洲地区は以上です。

4ページをお開き下さい。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は購入する宅地の隣接農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

宇佐地区は他3件、計4件、6筆、9,200m² です。

5ページをお開き下さい。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

駅川地区は以上です。

6ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は営農開始のため農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

四日市地区は他8件、計9件、30筆、26,903m² です。

10ページをお開き下さい。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

安心院地区は他4件、計5件、9筆、13,783m² です。

12ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は相手方の要望のため

事務局 農地を取得するもので、売買による所有権移転です。
院内地区は他3件、計4件、4筆、3,428m² です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

永岡地区審副会長 はい、議長。10番 永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和7年12月2日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中4名、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。

議案第36号について、長洲地区1件、宇佐地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和7年12月3日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員13名全員出席のもと開催いたしました。

議案第36号について駅川地区1件、四日市地区9件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

阿部地区審副会長 はい、議長。2番 阿部です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

阿部地区審副会長 安心院・院内地区審議会を令和7年12月1日前10時より、
安心院地域複合支所 視聴覚室において、農業委員7名全員、農
地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第36号について、安心院地区5件、院内地区4件につい
て、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を
受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしている
ものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定
いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第36号は原案のとおり許可することに
決定いたしました。
議事が終了しましたので、3番 池田 雅彦 委員に対する議
事参与制限を解除いたします。

(3番 池田委員 着席)

議 長 次に、議案第37号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第37号4条許可申請は2件で、地区ごとの内訳は、

事務局 宇佐地区1件、1筆、1,686m²、安心院地区1件、1筆、800m²となっています。

13ページをお開きください。

議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請があつたので審議を求める。

令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

14ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

農業用施設としての転用で、すでに農業用倉庫等を建築し利用しており、今回事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

15ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

農業用施設としての転用で、すでにぶどう加工販売所等の建築に着手しています。諸手続きを行う中で転用許可を得ていないことがわかり、今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに
補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

永岡地区審副会長 はい、議長。10番 永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第37号について、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、宇佐地区番号1は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第37号について、安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。

なお、安心院地区番号1は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。

申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第38号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第38号 5条許可申請は1件で、長洲地区1件、2筆、4m²となっています。

16ページをお開きください。
議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請があつたので審議を求める。
令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

17ページをお開きください。
長洲地区です。
長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】
売買による所有権移転です。
進入路としての転用で、資材置場への進入路を拡張する計画です。
立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないとから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第38号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長洲・宇佐地区お願いします。

永岡地区審副会長 はい、議長。10番 永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第38号について、長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第38号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第39号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第39号施行規則第29条第4号申出は1件で、宇佐地区1件、2筆、2,105m²となっています。

18ページをお開きください。

議案第39号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出

事務局について

農地法施行規則第29条第4号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定により、別紙のとおり申出があつたので審議を求める。

令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

こちらは農地法施行規則等の改正に伴い、地域計画内の農地に認定農業者が農業用施設を設置する場合、申出書の記載事項等の確認及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかについて農業委員会で審議した結果、支障ないと意見決定されまると申請者に農地転用許可不要の特例が適用される旨の通知を行うこととなったものです。

19ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

農業用施設用地としての転用で、苗置場及び農機具置場等を整備する計画です。

申出書の記載内容等につきましては、添付書類を含め完備しております。

また、申出地は地域計画内の農地であり、申請者は認定農業者ですので農地転用許可不要の特例が適用できるものと考えます。

以上で議案第39号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

永岡地区審副会長 はい、議長。10番 永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第39号について、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申出内容等に特に問題はなく、また、周辺の農地に係る営農条件について審議した結果、当地区審議会としましては、支障を生ずるおそれがないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議長 本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第39号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第40号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第40号非農地証明願は、21件で、地区ごとの内訳は、長洲地区4件、8筆、1,272m²、宇佐地区2件、6筆、1,630m²、駅川地区2件、12筆、10,871m²、四日市地区7件、53筆、15,058m²、安心院地区5件、15筆、9,377m²、院内地区1件、5筆、1,456m² となっています。

20ページをお開きください。
議案第40号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。
令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

21ページをお開きください。
長洲地区です。
長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】
平成28年頃より山林化しているものです。
長洲地区は他3件、計4件、8筆、1,272m² です。

23ページをお開きください。
宇佐地区です。
宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】
平成10年頃より山林化しているものです。
宇佐地区は他1件、計2件、6筆、1,630m² です。

事務局 24ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

平成12年1月頃より原野化しているものです。

駅川地区は他1件、計2件、12筆、10,871m² です。

26ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和50年頃より山林化しているものです。

四日市地区は他6件、計7件、53筆、15,058m² です。

31ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成2年5月頃より雑種地として利用しているものです。

安心院地区は他4件、計5件、15筆、9,377m² です。

33ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和50年頃より山林化しているものです。

院内地区は以上です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案第40号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

永岡地区審副会長 はい、議長。10番 永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第40号について、長洲地区4件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第40号について、駅川地区2件、四日市地区7件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第40号について、安心院地区5件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり証明書を発行す

議長　ることに決定いたしました。
次に、議案第41号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 34ページをお開きください。
議案第41号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」
農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するため、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。
令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

35ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分）朗読】

詳細につきましては、36ページ以降のようになっております。
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を借受ける内容です。
これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

51ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分）朗読】

詳細につきましては、52ページ以降のようになっております。
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から扱い手へ貸し付ける内容です。

69ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分）朗読】

詳細につきましては、70ページ以降のようになっております。
こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を扱い手に売り渡す内容です。

以上で議案の説明を終わります。

議長　ありがとうございました。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

永岡地区審副会長　はい、議長。10番　永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

永岡地区審副会長 議案第41号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第41号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第41号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第41号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第26号から29号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。
73ページをお開き下さい。
報告第26号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は74ページからの10件がございました。
地区ごとの内訳は、駅川地区1件、6筆、4,094m²、四日市地区4件、8筆、5,236m²、安心院地区3件、28筆、28,181m²、院内地区2件、19筆、25,756m² となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

82ページをお開き下さい。
報告第27号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があつたので、ここに報告する。
令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は83ページからの31件がございました。
地区ごとの内訳は、長洲地区1件、11筆、12,676m²、宇佐洲地区6件、18筆、25,209m²、駅川地区1件、2筆、2,975m²、四日市地区15件、77筆、86,147m²、安心院地区4件、8筆、10,500m²、院内地区4件、16筆、16,362m² となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりますので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

100ページをお開きください。
報告第28号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」
農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があつたので、ここに報告する。
令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は101ページの1件で、安心院地区1件、3筆、194m²

事務局 とっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

102ページをお開きください。

報告第29号「耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について」農地法第2条第1項の農地に該当しないので、ここに報告する。
令和7年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

この案件は、7月に現地確認していただきました利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれると判定した農地について、農業委員会が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について決定するものです。非農地判断するものとして103ページからの13件、19筆がございました。

地区ごとの内訳は、宇佐地区3件、3筆、1,177m²、四日市地区8件、11筆、2,665m²、安心院地区2件、5筆、2,876m²となっています。

以上で報告第26号から29号の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第26号から29号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案、報告事項並びに協議事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 次回の令和7年度第9回定例総会は、1月6日火曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定しておりますので、よろしくお願いします。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。

午前10時10分閉会

以上会議の次第を記録し事実に相違ないことを証するため、署名する。

令和7年12月5日

議長 久保田 昭廣

署名委員 今仁 俊朗

署名委員 永岡 卓巳

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。